

証券コード 8747

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

**豊トラスティ証券株式会社**

代表取締役会長 多々良 實夫

## 第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第70回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.yutaka-trusty.co.jp/ir/library/notification/>



また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして頂き、銘柄名（会社名）に「豊トラスティ証券」、又は証券コードに「8747」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択した後に表示される「縦覧書類」の欄に掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2026年6月25日（木曜日）営業時間の終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館7階704号
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第70期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第70期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題であると考え、将来の事業環境の変化に適切に対応するため財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた配当にて株主の皆様への利益還元を実施すべく税引後当期純利益から法人税等調整額の影響を除いた当期純利益に対する配当性向30%を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針及び当期の業績の状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭配当といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき210円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,271,119,710円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

現法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えあらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふるい ちあき 古井 智昭 (1938年10月10日生)	1957年3月 丸紅飯田(株)(現・丸紅(株))入社	1,500株
	1992年4月 MARUBENI INTERNATIONAL COMMODITY (SINGAPORE) PTE. LTD. 社長	
	1995年4月 当社入社 当社法人営業本部理事部長 兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長	
	1997年6月 当社取締役法人営業本部国際営業部長 兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長	
	1999年4月 当社取締役事業本部法人部国際担当部長 兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長	
	2004年6月 AGROW ENTERPRISE CO., LTD. (BANGKOK)会長兼CEO	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者古井智昭氏は社外監査役候補者であります。同氏は、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠監査役候補者といたしました。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
4. 古井智昭氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
5. 補欠監査役候補者古井智昭氏は、1997年6月27日から2004年6月25日までの間、当社の取締役でありました。

### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額の総枠は、1991年6月27日開催の第35回定時株主総会において、年額350百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

今般、取締役の責務の拡大、経済情勢や経営環境の変化、当社グループの業績及び事業規模、今後の経営戦略の遂行、優秀な人材の確保・維持、その他諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額の総枠を年額650百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）に変更いたしたいと存じます。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案に係る報酬額は、取締役の役位、職責、在任年数、業績への貢献、経営環境及び他社水準等を総合的に勘案して定める総枠であり、当社の取締役の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

また、当社は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3)取締役及び監査役の報酬等に関する事項」に記載の取締役の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておりません。

なお、現在の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）です。

以上

# 事業報告

(自 2025年4月1日)  
至 2026年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の相互関税政策の影響が顕在化する中、外需の減少により景気は減速傾向にありました。しかしその後、関税交渉の進展と過度な悲観の後退を受けて回復基調へ転じ、日銀短観においても大企業・製造業を中心に景況感の改善が見られるようになりました。足元では、AI需要を背景とした機械・半導体製造装置関連業種の改善が続いており、大企業・非製造業は消費関連業種が全体を下支えするかたちで横ばいを維持し、景気は緩やかな回復基調を維持しております。先行きの経済は、継続的な賃上げとインフレ率の低下による実質的な購買力の改善を背景に、個人消費の緩やかな増加が景気を下支えすることが見込まれます。また、AI関連需要による情報関連財輸出の下支えや、各国の緩和的な財政・金融政策を受けた世界景気の持ち直しにより、輸出が押し上げられる効果も期待されます。一方、原油高を背景とした企業の財輸出やインバウンド需要の下押し、対米貿易黒字を巡る追加関税リスクなど下振れ要因も残存しており、景気の回復ペースは緩やかなものととどまる見通しであります。

一方、世界経済は、米国では、関税政策をめぐる不透明感の高まりを背景に、個人消費を中心として景気が減速し、企業景況感も悪化する局面が続きました。その後、非製造業の好調や企業の設備投資意欲の回復により一部で持ち直しの動きが見られ、足元ではISM景況感指数が節目を上回り、新規受注や生産・事業活動の拡大が確認されるなど、企業活動に明るさが見られます。他方、雇用環境の悪化を背景とした個人消費の減速が引き続き内需を下押ししており、景気は全体として減速する動きを見せております。中国では、対中追加関税の引き下げを受けて内外受注が底打ちし、当初は持ち直しの動きを見せました。その後は米国向け輸出の減少が下押し要因となったものの、ASEAN・NIEsやEU・アフリカ向けへの輸出多角化により外需は増勢を維持しました。一方、政府による耐久消費財補助の効果が低減し、内需は総じて減速傾向にあります。もっとも、足元では春節連休効果を背景にサービス消費が持ち直し、インフラ投資や輸出入

も増加するなど一時的な上振れが見られますが、基調としては内需が軟調な状態が続いております。先行きは米国においては、関税政策による物価上昇や雇用環境の悪化が個人消費を中心とした内需を下押しし、引き続き景気は減速基調をたどると予想されます。ただし、AI関連分野を中心とした企業活動の活発さや、既往の利下げ効果の波及により年後半には景気が持ち直しに転じる見通しであり、実質GDP成長率は底堅い水準を維持する公算であります。中国においては、半導体関税の導入によるASEAN向け電子部品輸出の足踏みや、高い若年失業率・不動産の過剰在庫といった構造問題が未解決であることから、自律的な民需の回復は見込めず、政府主導のインフラ投資は継続されるものの、内外需ともに減速すると予想され、景気の本格的な回復には時間を要する見通しであります。

証券市場においては、取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)は、米国の相互関税政策に伴う世界的な景気後退リスクの高まりを背景に急落し、30,357円まで下落しました。しかし、上乘せ分の関税について90日間の一時停止が発表されたことにより急反発した後に堅調に推移し、5月中旬には38,000円台まで値を戻しました。以降は同水準を中心とした保ち合いが続きましたが、米国の相互関税政策を巡る過度な懸念の後退や米連邦準備理事会(FRB)による早期利下げ観測を背景に上昇し、6月後半には40,000円台を回復しました。7月前半は上値の重い展開となりましたが、後半には日米関税交渉の合意が好感され42,000円台まで上昇しました。その後、調整局面を経て米国の関税交渉を巡る不透明感の後退から8月中旬には44,000円台目前まで続伸し、その後は利益確定の売りに押される場面もありましたが、9月に入ると世界的な株価の上昇が支援要因となり、45,000円台まで到達しました。10月には自民党総裁選で緩和的な政策期待が高まったことを受け、高値を更新し52,000円台まで上昇しましたが、11月に入り、高値警戒感や利益確保の動きから軟調に推移、50,000円を挟んだ保ち合い相場となりました。1月に入り、衆議院解散報道を手掛かりに上昇基調で推移、2月の衆院選で与党が大勝したことから、財政拡張的な政策が進むとの期待感を背景に過去最高値を更新して60,000円目前まで上昇しました。しかしその後は、2月末に米国とイスラエルがイラン攻撃を開始、中東情勢の悪化が経済の圧迫要因になるとの見方から急落し、一時51,000円を割り込みました。

商品市場においては、原油は米国の相互関税政策を背景に金融市場でリスクオフ姿勢が強まったことや、石油輸出国機構(OPEC)プラスの会合で5月分の自主減産枠が予想を上回る規模で縮小されたことから急落し、52,000円を割り込み

ました。その後は中東で地政学リスクが高まったことや、米中貿易摩擦の緩和を背景に55,000円近辺での保ち合いが続きました。しかし6月に入り、イスラエルによるイランの核関連施設などへの攻撃、さらに米国もイランの核施設への攻撃に踏み切ったことを受けて急伸し、66,000円台まで上昇しました。これを受けて、米国大統領がSNSで「イスラエルとイランは完全かつ全面的な停戦で合意した」と発表したことで大幅に下落し、57,000円を割り込みました。一方で、イエメンの親イラン武装組織が貨物船攻撃を再開したことにより中東の地政学リスクの高まりから60,000円を回復し、さらに米国がロシアへの経済制裁を一段と強化する考えを示したことから65,000円目前まで値を上げました。8月に入ると、OPECプラス有志国による自主減産が9月で終了することが決定し、需給緩和懸念から再び60,000円を割り込みましたが、ロシアがディーゼル燃料やガソリンの輸出制限方針を発表したことから、9月下旬にかけて堅調な推移となりました。10月に入り、イスラエルとイスラム組織ハマスが、パレスチナ自治区ガザを巡る和平計画の第一段階で合意したことからの地政学リスクの低下を背景に56,000円まで軟化しましたが、その後は米国によるロシアへの制裁によりロシア産原油に対する供給懸念から反発場面となり、11月は60,000円台前半での推移となりました。12月に入ると、ウクライナを巡る和平協議が進展するとの期待が高まり56,000円台まで下落しましたが、その後はベネズエラ産原油の輸出が減少するとの思惑から値を戻し58,000円台で推移しました。1月に入り米国がイランへの軍事介入の可能性を示唆したことや、米国の歴史的な大寒波を背景に64,000円台まで上昇、2月前半は63,000円を中心とした推移になりましたが、2月末に米国とイスラエルがイラン攻撃を開始したことからNY原油は119.48ドルまで急騰、国内市場も一時93,000円台まで上昇しました。

金は米国の相互関税政策による世界同時株安を背景として、マージンコール(追加証拠金の要求)を確保するための売りが金市場に波及し、一時14,000円台を割り込みました。ただし売りが一巡した後は、安全資産としての金を選好する動きが強まったほか、イラン核開発問題を巡る地政学リスクの高まりもあって反発し、NY市場では過去最高値を更新して3,500ドル台に乗せたことを背景に、国内市場も連れ高となりました。5月に入ると、米国の相互関税政策への過度な警戒感が後退したことから、軟調な場面も見られたものの、ウクライナとロシアの停戦期待が後退したことや、格付け大手による米国債格下げを受けて徐々に下値を切り上げ、6月には16,000円台まで到達しました。その後はNY市場が3,300ドルを中

心とした保ち合いに終始し、国内市場も16,000円前半で高値警戒感から上値の重い展開が続きました。9月に入り米国の9月利下げを織り込み始める中、雇用情勢の悪化など米国景気減速懸念を背景に国内外ともに連日高値を更新し、世界最大の金ETFの金保有残高が増加傾向にあることも支援要因となり、10月にはNY市場が4,000ドルを突破、国内市場も20,000円台に達しました。調整場面の後、12月のFOMCで米国が3会合連続の利下げを決定したことや、くすぶる地政学リスクを背景に新高値を更新し、23,400円台に到達しました。1月には米国によるベネズエラへの軍事介入から地政学リスクの高まりを受けて続伸、新興国を中心とした中央銀行の金買いが今後も継続するとの見方も支援要因となり、NY市場は5,586.2ドルと新高値を記録し、国内市場も28,498円と新高値を更新しました。しかし急ピッチな上昇に対する警戒感を背景に持高調整や利益確定の売りが殺到、FRBの次期議長の人事を受けて早期利下げ観測が後退したことも圧迫要因となり、22,601円まで急落しました。その後は修正を経て26,000円台を回復、米国連邦最高裁が関税措置を違法と判断したことにより、関税政策を巡る不透明感が強まったことも上昇要因となりました。2月末に米国とイスラエルがイラン攻撃を開始したため、「有事の金買い」が台頭して堅調に始まりましたが、戦域が拡大して長期化するとの見方を背景に株式市場が急落、損失補填の換金売りやポジション調整の売りが強まり、再度22,000円台まで割り込みました。その後はインフレ再燃が懸念され値を戻し、24,000円台で取引を終えました。

為替市場においては、米国による相互関税の公表を受けた景気悪化懸念や、米国大統領によるFRBの独立性に関する発言やドル安誘導への思惑も重なり、一時140円台を割り込むなどドル安・円高が進行しました。5月に入ると日米両中央銀行が政策変更には慎重な姿勢を示したことや米中関税交渉の進展によりリスク回避姿勢が和らぎ、148円台後半までドル高・円安が進行し、荒い動きとなりました。続いて144円近辺での推移となり、6月後半には中東情勢の緊迫化で一時148円台前半までドル高・円安が進行しました。しかし米国の仲介によりイスラエルとイランが停戦に合意したことで市場の緊張感が和らぎ、144円台前半までドル安・円高が進行しました。一方、米国の4～6月期の実質GDP成長率が市場予想を上回ったことから、FRBの早期利下げ観測が弱まり150円台後半までドル高・円安が進行しました。しかし8月に入ると米国雇用統計が市場予想を下回ったことからFRBによる利下げ観測が強まり、146円台前半までドル安・円高が進みました。これを受けて147円台での一進一退の展開となりましたが、9月に入り

日本国内の政局不安を背景に150円目前までドル高・円安が進行しました。しかし日銀高官の利上げに前向きな発言などを受けて147円台後半までドル安・円高が進みました。10月に入ると自民党総裁選の結果を受けて、新政権の積極的財政政策を意識した投資家の円売り姿勢が強まったことから、154円台までドル高・円安が進行しました。加えて米国での政府閉鎖解除を受けてドル売り姿勢が和らいだほか、日本政府が大規模な補正予算を成立させるとの見方から、財政悪化懸念が高まり、157円台後半までドル高・円安が進行しました。12月は米国が利下げを実施した一方、日銀の金融政策決定会合後の日銀総裁の記者会見でのハト派的な発言など、強弱材料の綱引きとなり156円台を挟んで一進一退の展開となりました。1月は衆議院の解散報道を受けて各党が減税を打ち出したことから、財政悪化懸念を背景に159円台半ばへドル高・円安が進行しましたが、ニューヨーク連銀がレートチェックを実施したとの報道を受けて日米協調介入の思惑が高まり、152円台前半まで急落しました。その後、衆議院選挙期間中は財政悪化懸念が強まり、ドル円は一時157円台後半まで反発しましたが、与党の衆議院選大勝により政権基盤が安定するとの見方から調整場面となり再び152円台までドル安・円高が進みました。3月に入ると米国とイスラエルによるイラン攻撃を受けて原油価格が急騰、リスク回避のドル買い圧力が強まった結果、約8か月ぶりとなる160円台まで上昇しました。

このような環境のもとで、当社グループの当連結会計年度の商品デリバティブ取引の総売買高1,387千枚(前年同期比9.3%増)及び金融商品取引の総売買高1,999千枚(前年同期比14.4%減)となり、受入手数料12,510百万円(前年同期比66.0%増)、トレーディング損益198百万円の利益(前年同期は27百万円の利益)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は営業収益12,991百万円(前年同期比69.6%増)、純営業収益12,969百万円(前年同期比69.7%増)、経常利益6,368百万円(前年同期比195.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益4,424百万円(前年同期比131.0%増)となりました。

今後の安定的な収益拡大に向け、商品デリバティブ取引、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」を主要な収益基盤としつつ、金融商品取引の更なる成長と商品ラインアップの充実を図ってまいります。また、2025年度までの中期経営計画の成果を踏まえ、新たに策定した中期ビジョンに基づき、「顧客のリスク・リターン選好に最適なサービスを提供し、最も

選ばれる会社」を目指し、東京証券取引所の取引資格取得による商品ラインアップの強化、顧客基盤の維持・強化、人的・物的資源の整備、コンプライアンス、リスク管理及び情報セキュリティの更なる強化に取り組んでまいります。

## (2) 設備投資の状況

当社グループ(当社及び連結子会社)の当連結会計年度における設備投資の総額は、130百万円であり、会計システム、商品デリバティブ事業等におけるシステム対応、及びネットワーク機器関連等に投資しております。

## (3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 67 期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第 68 期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第 69 期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第70期(当連結会計年度) (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営 業 収 益	6,874	7,402	7,662	12,991
純 営 業 収 益	6,856	7,386	7,643	12,969
経 常 利 益	1,605	2,098	2,153	6,368
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	888	1,430	1,915	4,424
1株当たり当期純利益 (円)	161.83	259.93	343.86	779.11
総 資 産	70,773	99,476	125,860	286,450
純 資 産	10,857	12,471	13,800	18,184

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。  
 2. 当社は、株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。  
 3. 当社は、株式給付信託(BBT-RS)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 67 期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第 68 期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第 69 期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第70期(当事業年度) (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営 業 収 益	6,902	7,407	7,690	12,947
う ち 受 入 手 数 料	6,977	7,326	7,534	12,512
純 営 業 収 益	6,885	7,393	7,672	12,925
経 常 利 益	1,733	2,181	2,265	6,339
当 期 純 利 益	1,033	1,388	1,684	4,405
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	188.14	252.26	302.51	775.86
総 資 産	70,401	98,488	125,794	286,383
純 資 産	10,918	12,475	13,573	17,881

(注) 1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。

### (5) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である商品デリバティブ取引業は、市場での売買高が減少傾向にあり、引き続き厳しい事業環境にあります。

一方、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」を中心とする金融商品取引業は、当社グループの収益基盤の柱として成長しており、今後も商品デリバティブ取引、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」を主要な収益基盤として、安定的な収益拡大を図ることが重要な課題と考えております。また当社グループは、2025年度までの中期経営計画の成果を踏まえ、新たに策定した中期ビジョンに基づき、「顧客のリスク・リターン選好に最適なサービスを提供し、最も選ばれる会社」を目指してまいります。その実現に向け、東京証券取引所の取引資格取得による商品ラインアップの強化、当社顧客基盤の維持・強化、ミドルリスク・ハイリスクを嗜好するお客様に対応したサービスの提供、デリバティブ市場の活性化に取り組むとともに、これらを支える人的・物的資源の整備を進めてまいります。

当社グループは、お客様に信頼頂ける企業集団となるべく、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及びガバナンスの一層の強化に取り組んでまいります。また、情報ネットワーク社会において大切なお客様情報を守るために、情報セキュリティ及びサイバー対策の向上・維持に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業の内容
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	百万円 200	100.00%	商品デリバティブ取引業等
ユタカエステート株式会社	百万円 30	100.00%	不動産管理

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
商品デリバティブ取引業	金融商品取引法上の商品デリバティブ取引 商品先物取引法上の商品デリバティブ取引
金融商品取引業	取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」 取引所為替証拠金取引「Yutaka24」 株価指数先物取引等 証券媒介取引等
不動産管理業	研修施設等の管理

① 受託業務

金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引業(商品デリバティブ取引)及び金融商品取引法に基づく金融商品取引業(取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引)に係る受託業務。

② 自己売買業務

商品デリバティブ取引、取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引等における当社グループが自己の計算において行う取引業務。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

[当 社]

本 社 東京都中央区

支 店 10店

地 区	支 店 数
東 京 地 区	新 宿 支 店 (東京都新宿区) 等 3店
札 幌 地 区	札 幌 支 店 (札幌市中央区) 1店
北 陸 地 区	金 沢 支 店 (石川県金沢市) 1店
名 古 屋 地 区	名 古 屋 支 店 (名古屋市中村区) 1店
大 阪 地 区	大 阪 支 店 (大阪市中央区) 1店
四 国 地 区	松 山 支 店 (愛媛県松山市) 1店
中 国 地 区	広 島 支 店 (広島市中区) 1店
福 岡 地 区	福 岡 支 店 (福岡市博多区) 1店

[子 会 社]

会 社 名	所 在 地
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	東 京 都 中 央 区
ユタカエステート株式会社	東 京 都 中 央 区

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減
358名	10名増加

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計又は平均	356名	10名増加	40歳7ヶ月	12年3ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	300百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円
株式会社西日本シティ銀行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,897,472株(自己株式2,844,521株を含む。)
- (3) 株主数 1,572名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社多々良マネジメント	1,000	16.52
多々良 義成	407	6.73
梶田 法義	401	6.63
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	363	6.00
豊トラスティ証券従業員持株会	320	5.30
株式会社三井住友銀行	288	4.76
株式会社みずほ銀行	213	3.52
多々良 實夫	207	3.42
賀来 昌義	183	3.02
多々良 豊子	89	1.47

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(2,844,521株)を控除して計算しております(表示単位未満切り捨て)。
3. (株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式(363,300株)は、株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)制度の信託財産であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。
4. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況は、当事業年度中に当社取締役(社外取締役を除く)11名に対して、業績連動型株式報酬として、当社普通株式23,100株を給付しております。なお、業績連動型株式報酬の詳細は後記「連結注記表(追加情報)(2)株式給付信託(BBT-RS)」に記載のとおりであります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多々良 實夫	ユタカエステート(株)代表取締役会長
代表取締役社長	安成 政文	ユタカ・アセット・トレーディング(株)代表取締役社長
専務取締役	多々良 孝之	管理本部長
専務取締役	安達 芳則	営業統括本部長兼証券統括部長
取締役	日下 伸一	名古屋営業本部長兼名古屋支店長
取締役	瀧田 照久	コンプライアンス部長
取締役	鷹啄 浩	法人営業部長
取締役	大橋 正直	東京第三営業本部長兼横浜支店長
取締役	松本 一明	総務部長兼人事部長
取締役	寺田 達史	経営企画・リスク管理部長 (株)MFS非常勤監査役
取締役	嶋埜 勝己	福岡営業本部長兼福岡支店長
取締役	長尾 和彦	社外取締役
監査役（常勤）	齋藤 正和	
監査役	北川 慎介	社外監査役 (株)神戸製鋼所社外取締役 (一社)日本商事仲裁協会理事長
監査役	白須 敏朗	社外監査役 (一社)食品需給研究センター理事長 (一社)大日本水産会相談役 (公財)海外漁業協力財団理事長

- (注) 1. 取締役長尾和彦氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
2. 監査役北川慎介及び白須敏朗の両氏は社外監査役であり、両氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
3. 責任限定契約の内容の概要  
当社と社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。  
当社の社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。  
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社と締結しております。これにより当社並びに子会社であるユタカ・アセット・トレーディング(株)及びユタカエステート(株)の取締役全員及び監査役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を填補することとしております。D&O保険の保険料は全額当社が負担し

ており、1年毎に更新しております。

5. 当事業年度中の役員の変動

- (1) 2025年6月27日開催の第69回定時株主総会において、嶋埜勝己氏が取締役を選任され就任いたしました。
- (2) 宮下芳範氏は2026年1月18日に逝去により、取締役及び東京第二営業本部長兼新宿支店長を退任いたしました。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	当 社 と の 関 係
監 査 役	北川 慎介	㈱神戸製鋼所は、当社との取引関係はありません。 (一社)日本商事仲裁協会は、当社との取引関係はありません。
監 査 役	白須 敏朗	(一社)食品需給研究センターは、当社との取引関係はありません。 (一社)大日本水産会は、当社との取引関係はありません。 (公財)海外漁業協力財団は、当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	長尾 和彦	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、公正かつ中立的な立場から議案審議等に適切な発言を適宜行い取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督に努めております。
監 査 役	北川 慎介	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会11回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。
監 査 役	白須 敏朗	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会11回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は持続的な企業価値の向上を図る報酬体系とし、企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬水準としております。個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### ② 報酬体系

報酬体系は、取締役を対象とした定額報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」により構成し、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役（以下、「役付取締役等」という。）を対象とした前述の「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」の構成に業績連動報酬として「賞与」を加えております。また、監督機能を担う社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととしております。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

役員区分	報酬の種類		報酬限度額	株主総会決議年月日		決議時点の 役員の員数
取締役	固定報酬	基本報酬	年額350百万円以内	1991年6月27日	第35回定時 株主総会	取締役20名
	業績連動報酬	賞与 (役付取締役等)				
		業績連動型株式報酬  (社外取締役を除く取締役)	年額39百万円以内  (年額35,000ポイント以内)	2024年6月27日	第68回定時 株主総会	取締役12名  (うち非業務 執行取締役 は、社外取 締役1名)
監査役	固定報酬	基本報酬	年額30百万円以内	1991年6月27日	第35回定時 株主総会	監査役3名

(注) 業績連動型株式報酬で付与されるポイントは㈸日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式における1株当たりの帳簿価額を1ポイントとしております。

#### ④ 定額報酬と業績連動報酬の構成割合

各報酬要素の構成割合は、持続的な企業価値の向上を健全に動機付けることを目的として、取締役は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」との比率が概ね9：1となるよう設定しており、役付取締役等は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「賞与」並びに「業績連動型株式報酬」との比率が概ね6：3：1となるよう設定しております。

## ⑤ 取締役の報酬等の決定方針

報酬の種類		決定方針の概要
固定報酬	基本報酬	役位、職責及び在任年数等に応じて支給額を決定するものとしております。なお、個人別の報酬額の決定方針は指名報酬委員会が取締役会の諮問に応じて審議をし、取締役会に答申した内容に従って決定しております。
業績連動報酬	賞与	中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、当事業年度の当期純利益の金額に、その時々において経営上重視する指標を加味して算出された額を賞与として定時株主総会終了後に一括支給しております。なお、個人別の報酬額の決定方針は指名報酬委員会が取締役会の諮問に応じて審議をし、取締役会に答申した内容に従って決定しております。
	業績連動型株式報酬	中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、業績指標を反映した非金銭報酬とし、当社普通株式を当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて給付しております。当社株式を給付する時期は、原則として毎年一定の時期とし、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する時期は、取締役退任後に支給しております。

(注) 1. 賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標である当事業年度の当期純利益は前記「1. 企業集団の現況に関する事項(4)企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移②当社の財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

2. 当社の業績連動型株式報酬として「株式給付信託(BBT-RS)」を導入しております。なお、詳細は後記「連結注記表(追加情報)(2)株式給付信託(BBT-RS)」に記載のとおりであります。

### ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

指名報酬委員会が取締役会の諮問に応じて審議をし、取締役会に答申した内容に従って決定しなければならないこととしております。

### ⑦ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

指名報酬委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	388百万円 ( 5百万円)	166百万円 ( 5百万円)	222百万円 ( 100百万円)	13名 ( 1名)
監査役 (うち社外監査役)	16百万円 ( 10百万円)	16百万円 ( 10百万円)	100百万円 ( 100百万円)	3名 ( 2名)
合計	405百万円	182百万円	222百万円	16名

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 業績連動型報酬等には、当事業年度に係る賞与153百万円及び業績連動型株式報酬69百万円がそれぞれ含まれております。
3. 業績連動型報酬等に含まれる業績連動型株式報酬は、業績達成度に応じて付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した業績連動型株式報酬相当額であります。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
5. 上記の報酬等の額及び対象となる役員の員数には、2026年1月18日に逝去により退任した取締役 宮下芳範氏が含まれております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称  
東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び株価指数先物取引に係る顧客資産の分別管理に関する保証業務、取引所為替証拠金取引「Yutaka24」に係る顧客預り金の区分管理の状況に関連して合意された手続業務を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合、会計監査人としての職務を適正に遂行することに支障があると判断した場合、その必要があると判断した場合は、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任について決議して株主総会に提案します。

また、監査役会は会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により監査役会が当該会計監査人を解任します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ・「倫理規程・行動規範」を定め、役職員に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
- ・マネーロンダリング及びテロ資金提供対策を徹底するとともに、反社会的勢力との関係を遮断します。
- ・コンプライアンス研修等を通じ、当社及び子会社からなるグループ全体に適切なコンプライアンス体制を構築してまいります。
- ・内部通報制度として、管理本部及び監査室に内部窓口、当社顧問弁護士事務所に外部窓口を設置し、「公益通報者保護規程」を定めております。
- ・独立性を保持した監査室は、当社の業務全般に関する内部監査を実施し、必要な検討及び助言を行います。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ・取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間及び管理方法等を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理します。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ・事業環境に係るリスクに対して統合的なリスク管理を行うため「経営リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき経営リスク管理委員会を設置し、リスク管理の実効性の向上に努めます。また、経営リスク管理委員会は把握するリスクについて、定期的に当該リスクを数値化し、立案したリスク対策とともにリスク報告書として取締役会等へ報告します。
- ・建物又は設備の機能を損なう地震、火災及び事故等の災害の発生時並びにサイバー攻撃等の発生時には、事業の継続及び早期の復旧を図るため「事業継続計画（BCP）基本規程」に基づき適切に対応します。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ・取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、組織、業務分掌、職務権限、委員会及び稟議等の諸規程を定め、事業運営を効率的に行える体制を構築していきます。

- (5) 当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するための体制  
(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ・当社役職員に子会社の取締役又は監査役を兼任又は出向させ、当社の意思を経営に反映させています。
  - ・子会社においても当社の「取締役会規程」を準用し、当該規程に基づき、業績及び財務等の状況について定期的に当社代表取締役へ報告する体制としております。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループ会社は、各子会社の業務の健全性及び適切性確保のため、「内部統制の基本方針」及び当該方針に基づき毎年度作成する「内部統制の整備・運用評価の基本計画書」により、適切なリスクの発生の把握に努め、グループ一体として損失の危険を管理する体制を構築していきます。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・子会社においても当社の「取締役会規程」を準用し、当該規程により当社への報告すべき事項を明確にし、また、「業務マニュアル」により子会社の取締役等の職務範囲及び権限を明確にすることにより、子会社事業の運営を効率的に行える体制を構築していきます。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社役職員に子会社の取締役又は監査役を兼任又は出向させ、当社の「倫理規程・行動規範」に基づいて、子会社の役職員に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
  - ・独立性を保持した監査室は、子会社の業務全般に関する内部監査を実施し、必要な検討及び助言を行います。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
- ・監査役の事務処理等を補助する従業員を総務部に設置します。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第2号及び同項第3号)
- ・当社は、監査役職務の独立性を確保するため、前項の従業員が行う監査業務の補助については、所属部門の取締役の指揮命令を受けないものと定めております。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から従業員に対し、監査役職務の補助業務の遂行の指示があった場合には、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものと定めております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第4号及び同項第5号)

- ・ 当社は、役職員が、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する体制としております。また、管理本部長は、内部通報業務の執行状況を取締役社長及び必要に応じて監査役会に報告します。
- ・ 内部監査の実施状況の報告により、監査役が監査室と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保しています。
- ・ 監査役へ報告をしたグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取り扱うことを禁止し、その旨をグループ会社の役職員に周知徹底します。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

- ・ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(10) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ・ 監査役は、取締役会や重要な会議等への出席及び稟議等の業務執行に係る重要な書類の閲覧などにより、グループ会社の業務の執行状況等について監査し、定期的に代表取締役と意見交換を行います。
- ・ 監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、職務の執行に際して必要な場合は弁護士等の外部の専門家を活用します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社における、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行に関する事項

役員員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、監査役監査及び定期的内部監査を通じて、役員員の職務の執行が法令、定款及び諸規程等に基づき執行されていることを確認しております。

決裁、承認、その他社内手続きに係る証憑については、書面化及び電子化の環境を整備し、「文書情報管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切な保存・管理並びに情報区分及び重要度に応じた情報管理を徹底しております。

定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を審議し決定しております。

すべての取締役会には独立性を保持した監査役が出席し、職務執行に関する意思決定を監督しております。

### (2) 損失の危険の管理に関する事項

当社の事業環境に係る様々なリスクについて、経営における重大な損失、不利益等を最小化するために「経営リスク管理規程」を定め、定期的に経営リスク管理委員会を開催しております。経営リスク管理委員会では半期毎に、リスク分析、評価及び対策について検討し、それらの結果をリスク報告書として取締役会等に報告しております。報告を受けた取締役会等は協議を行うなど、適切なリスク管理を行っております。

### (3) 当社及び子会社からなるグループの業務の適正の確保に関する事項

子会社の経営状況等については、当社の代表取締役に対して各子会社の代表取締役より適時報告を受け、現状を把握しております。

報告を受けた当社の代表取締役は子会社の経営状況等について、協議が必要と判断した場合には、取締役会又は常務会等で協議を行います。

### (4) 監査役職務の執行に関する事項

監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、定例の開催では常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換が行われております。監査役は、取締役会を含む重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役員員に説明を求めています。

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視しております。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

また、上記以外の比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                    | 負 債 の 部         |                    |
|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| 科 目             | 金 額                | 科 目             | 金 額                |
| <b>流動資産</b>     | <b>279,967,867</b> | <b>流動負債</b>     | <b>266,500,576</b> |
| 現金及び預金          | 11,038,208         | 短期借入金           | 700,000            |
| 委託者未収金          | 33,308             | リース債務           | 3,839              |
| 有価証券            | 1,000,000          | 未払法人税等          | 1,940,330          |
| トレーディング商品       | 731                | 賞与引当金           | 392,162            |
| 約定見返勘定          | 2,267              | 役員賞与引当金         | 153,000            |
| 保管有価証券          | 52,241,106         | 預り証拠金           | 171,622,527        |
| 差入保証金           | 214,967,512        | 預り証拠金代用有価証券     | 52,241,106         |
| その他             | 687,533            | 金融商品取引保証金       | 11,736,113         |
| 貸倒引当金           | △2,800             | 委託者先物取引差金       | 23,685,101         |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,483,116</b>   | その他             | 4,026,394          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,959,414</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>1,662,021</b>   |
| 建物及び構築物         | 727,332            | リース債務           | 12,300             |
| 器具及び備品          | 101,550            | 繰延税金負債          | 283,024            |
| 土地              | 2,098,378          | 株式給付引当金         | 147,253            |
| リース資産           | 14,652             | 役員株式給付引当金       | 112,332            |
| 建設仮勘定           | 17,500             | 役員退職慰労引当金       | 172,670            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>122,760</b>     | 訴訟損失引当金         | 129,651            |
| その他             | 122,760            | 退職給付に係る負債       | 720,942            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,400,940</b>   | その他             | 83,847             |
| 投資有価証券          | 2,455,772          | <b>特別法上の準備金</b> | <b>103,961</b>     |
| 長期差入保証金         | 156,058            | 商品取引責任準備金       | (商品先物取引法第221条)     |
| 長期貸付金           | 4,238              | 金融商品取引責任準備金     | (金融商品取引法第46条の5)    |
| その他             | 1,073,623          |                 | 63,687             |
| 貸倒引当金           | △288,752           | <b>負債合計</b>     | <b>268,266,559</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>286,450,984</b> | <b>純資産の部</b>    |                    |
|                 |                    | <b>株主資本</b>     | <b>17,196,382</b>  |
|                 |                    | 資本金             | 1,722,000          |
|                 |                    | 資本剰余金           | 1,303,163          |
|                 |                    | 利益剰余金           | 15,996,630         |
|                 |                    | 自己株式            | △1,825,411         |
|                 |                    | その他の包括利益累計額     | 988,042            |
|                 |                    | その他有価証券評価差額金    | 867,387            |
|                 |                    | 退職給付に係る調整累計額    | 120,654            |
|                 |                    | <b>純資産合計</b>    | <b>18,184,424</b>  |
|                 |                    | <b>負債純資産合計</b>  | <b>286,450,984</b> |

## 連結損益計算書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                | 金          | 額                 |
|--------------------|------------|-------------------|
| 営業収益               |            |                   |
| 受入手数料              | 12,510,983 |                   |
| トレーディング損益          | 198,367    |                   |
| 金融収益               | 249,233    |                   |
| その他の営業収益           | 32,998     | 12,991,583        |
| 金融費用               |            | 22,220            |
| <b>純営業収益</b>       |            | <b>12,969,362</b> |
| 営業費用               |            |                   |
| 販売費及び一般管理費         | 6,684,845  | 6,684,845         |
| <b>営業利益</b>        |            | <b>6,284,517</b>  |
| 営業外収益              |            |                   |
| 受取利息               | 10,186     |                   |
| 受取配当金              | 56,712     |                   |
| 為替差益               | 11,938     |                   |
| 貸倒引当金戻入額           | 481        |                   |
| その他                | 17,347     | 96,667            |
| 営業外費用              |            |                   |
| 投資事業組合運用損          | 12,384     |                   |
| 権利金償却              | 321        |                   |
| その他                | 0          | 12,706            |
| <b>経常利益</b>        |            | <b>6,368,478</b>  |
| 特別利益               |            |                   |
| 固定資産受贈益            | 27,272     |                   |
| 投資有価証券売却益          | 197,666    |                   |
| 保険解約返戻金            | 4,275      | 229,214           |
| 特別損失               |            |                   |
| 固定資産除売却損           | 15,018     |                   |
| 金融商品取引責任準備金繰入額     | 18,861     |                   |
| 訴訟損失引当金繰入額         | 19,143     | 53,023            |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> |            | <b>6,544,669</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 2,198,025  |                   |
| 法人税等調整額            | △77,590    | 2,120,435         |
| <b>当期純利益</b>       |            | <b>4,424,233</b>  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |            | 4,424,233         |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 区 分                     | 株 主 資 本   |           |            |            |            |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式    | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高               | 1,722,000 | 1,257,794 | 12,089,193 | △1,822,560 | 13,246,426 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |            |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           | △516,796   |            | △516,796   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |           |           | 4,424,233  |            | 4,424,233  |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           | 45,369    |            | 23,398     | 68,768     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |            | －          | －          |
| 株式給付信託による自己株式の処分        |           |           |            | 42,518     | 42,518     |
| 株式給付信託による自己株式の取得        |           |           |            | △68,768    | △68,768    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |            |            |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －         | 45,369    | 3,907,436  | △2,850     | 3,949,955  |
| 当 期 末 残 高               | 1,722,000 | 1,303,163 | 15,996,630 | △1,825,411 | 17,196,382 |

| 区 分                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                  |                   | 純資産合計      |
|-------------------------|-----------------------|--------------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当 期 首 残 高               | 491,725               | －                  | 61,975           | 553,701           | 13,800,127 |
| 当 期 変 動 額               |                       |                    |                  |                   |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |                    |                  |                   | △516,796   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                       |                    |                  |                   | 4,424,233  |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                       |                    |                  |                   | 68,768     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                       |                    |                  |                   | －          |
| 株式給付信託による自己株式の処分        |                       |                    |                  |                   | 42,518     |
| 株式給付信託による自己株式の取得        |                       |                    |                  |                   | △68,768    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 375,662               | －                  | 58,678           | 434,341           | 434,341    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 375,662               | －                  | 58,678           | 434,341           | 4,384,296  |
| 当 期 末 残 高               | 867,387               | －                  | 120,654          | 988,042           | 18,184,424 |

## 連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付）に準拠して作成しております。また、商品デリバティブ取引業の固有事項については、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会令和2年5月28日改正）に準拠して作成しております。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項  
すべての子会社を連結しております。  
連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称 ユタカ・アセット・トレーディング(株)  
ユタカエステート(株)
2. 持分法の適用に関する事項  
持分法適用非連結子会社及び関連会社はありません。
3. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
・ 其他有価証券
      - a. 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - b. 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
    - ② 保管有価証券の評価基準及び評価方法  
(株)日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。
    - ③ デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法
    - ④ 商品の評価基準及び評価方法
      - a. 通常の販売目的で保有する商品  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
      - b. トレーディング目的で保有する商品  
時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～47年

器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当連結会計年度において必要と認められる金額を計上しております。

⑧ 商品取引責任準備金は、商品取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

⑨ 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

④ 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

a. 商品デリバティブ取引

主に金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

b. 金融商品取引

主に金融商品取引法に基づく取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

c. 証券媒介取引

主に媒介先との金融商品取引業務に関する業務委託基本契約に基づく有価証券の売買の媒介業務を行っております。当該取引の媒介については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

1. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
  2. 当連結会計年度に係る連結計算書類の1.の項目に計上した額  
繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)183,539千円  
訴訟損失引当金129,651千円
3. 2.のほか、1.に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識し、繰延税金負債は、将来加算一時差異について認識しております。  
当該課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。  
訴訟損失引当金の認識は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して訴訟損失引当金を計上しておりますが、当社に対する新たな訴訟の提起や判決等により見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、訴訟損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (追加情報)

- ・ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

### (1) 株式給付信託(J-ESOP)

当社は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

#### ① 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式又は金銭を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末196,881千円、260,600株、当連結会計年度末187,664千円、248,400株であります。

### (2) 株式給付信託(BBT-RS)

当社は、当社の取締役(社外取締役を除きます。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

#### ① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。また、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。本制度の導入により、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末94,356千円、94,310株、当連結会計年度末129,822千円、114,900株であります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 現金及び預金    | 50,000千円    |
| その他(流動資産) | 300,000千円   |
| 建物及び構築物   | 598,708千円   |
| 土地        | 2,085,938千円 |
| 計         | 3,034,646千円 |

なお、このほかに商品デリバティブ取引証拠金の代用として㈱日本証券クリアリング機構等に保管有価証券52,241,106千円を預託しております。

担保に係る債務

|                                                                      |             |
|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 短期借入金                                                                | 700,000千円   |
| 商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額                                 | 600,000千円   |
| 商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額                           | 1,000,000千円 |
| 金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平成26年2月26日内閣府令第11号)第2条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額 | 500,000千円   |

#### 2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 2,409,601千円

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末  |
|-------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式  | 8,897,472 | —  | —  | 8,897,472 |

#### 2. 自己株式に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加     | 減少     | 当連結会計年度末  |
|-------|-----------|--------|--------|-----------|
| 普通株式  | 3,243,121 | 43,690 | 78,990 | 3,207,821 |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)制度の信託財産として㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式(当連結会計年度期首354,910株、当連結会計年度末363,300株)が含まれております。

#### 2. (変動事由の概要)

|                                                   |         |
|---------------------------------------------------|---------|
| 株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)の追加拠出による増加                  | 43,690株 |
| 株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)の追加拠出に伴う第三者割当による自己株式処分による減少 | 43,690株 |
| 株式給付信託(BBT-RS)の譲渡制限付き株式給付による減少                    | 23,100株 |
| 株式給付信託(J-ESOP)の受益権行使による減少                         | 12,200株 |

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| ( 決 議 )                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 2025年6月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 516,796千円 | 86円00銭   | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

(注) 2025年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)制度の信託財産として㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金30,522千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

| ( 決 議 )                   | 株式の種類 | 配当金の総額      | 1株当たり配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------------|----------|------------|------------|
| 2026年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 1,271,119千円 | 210円00銭  | 2026年3月31日 | 2026年6月29日 |

(注) 1. 2026年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)制度の信託財産として㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金76,293千円が含まれております。

2. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### (金融商品に関する注記)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に商品デリバティブ取引業及び金融商品取引業等の受託業務及び自己ディーリング業務を行っております。当社グループは、一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する主要な金融資産及び金融負債には、法律に基づき委託者から受託取引に伴い受け入れた預託額があります。商品デリバティブ取引においては、金融商品取引法、商品先物取引法及び関連法令の適用を受けて、委託者から取引に係る保証金等として受け入れた現金については「預り証拠金代用有価証券」(ともに金融負債)として計上し、一方において委託者の計算による取引に係る保証金等として加減算した金額を㈱日本証券クリアリング機構に差入れるとともに、現金については「差入保証金」、代用有価証券については「保管有価証券」(ともに金融資産)として計上されております。また、取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引においては、金融商品取引法の適用を受けて、委託者から取引に係る保証金等として受け入れた現金を「金融商品取引保証金」(金融負債)として計上し、一方において同額を㈱日本証券クリアリング機構又は㈱東京金融取引所に差入れ分離保管されるとともに、「差入保証金」(金融資産)として計上されております。これらの金融資産については、清算機構(アウトハウス型クリアリングハウス)又は取引所に預託していることから信用リスクは殆どないと判断されます。

営業債権である委託者未収金は、委託者の信用リスクに晒されており、当社の社内規程に従い、委託者ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な委託者の信用状況を四半期ごとに把握する体制を採用し、1年以内に回収されるものであります。投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。このうち変動金利の短期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の短期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約にてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当該デリバティブ取引に伴って、当社グループの財務状況に大きな影響を与えると考えられる主要な要因として、市場リスク（マーケット・リスク）が挙げられます。原商品等の市場価格の変動に伴って、当該デリバティブ取引契約残高の価値（時価額）が増減する場合のその価値の増減を、市場リスクと認識しております。

信用リスク（取引先リスク）については、主として取引所取引に限定しているため、取引所取引では取引所を通して日々決済が行われておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

当社グループは、デリバティブ取引のディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識しております。

リスク管理の基本的姿勢は、当社グループの財務状況に対応してリスクを効率的にコントロールすることにあります。当社は、ディーリング関連規程に基づき、每期首に定める経営方針及び年度予算と連携して年間のディーリング計画を策定し、運営、管理しております。

リスク管理体制は、売買を執行する部署から独立したリスク管理部署が、日次、週次、月次のポジション・リスク及びトレーディング損益の状況をチェックする体制となっており、その情報は担当役員及び関連部署に報告されて、月次の定例取締役会に報告されております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分           | 連結貸借対照表計上額 | 時 価        | 差 額        |
|---------------|------------|------------|------------|
| 保有有価証券        | 52,241,106 | 74,110,284 | 21,869,178 |
| 投資有価証券 (*2)   | 2,104,192  | 2,104,192  | —          |
| 資産計           | 54,345,298 | 76,214,476 | 21,869,178 |
| 預り証拠金代用有価証券   | 52,241,106 | 74,110,284 | 21,869,178 |
| 負債計           | 52,241,106 | 74,110,284 | 21,869,178 |
| デリバティブ取引 (*3) | 4,039      | 4,039      | —          |

(\*1) 現金及び預金、有価証券(合同運用指定金銭信託)、差入保証金、委託者先物取引差金(借方)、短期借入金、預り証拠金及び金融商品取引保証金等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分          | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------|------------|
| 非上場株式 (注) 1. | 284,637    |
| 組合出資金 (注) 2. | 66,942     |

(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区 分           | 時 価       |      |      |           |
|---------------|-----------|------|------|-----------|
|               | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券        | 2,104,192 | —    | —    | 2,104,192 |
| 資産計           | 2,104,192 | —    | —    | 2,104,192 |
| デリバティブ取引 (*1) |           |      |      |           |
| 商品関連          | 1,041     | —    | —    | 1,041     |
| 株式関連          | 2,998     | —    | —    | 2,998     |
| デリバティブ取引計     | 4,039     | —    | —    | 4,039     |

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区 分         | 時 価        |      |      |            |
|-------------|------------|------|------|------------|
|             | レベル1       | レベル2 | レベル3 | 合計         |
| 保管有価証券      | 74,110,284 | —    | —    | 74,110,284 |
| 資産計         | 74,110,284 | —    | —    | 74,110,284 |
| 預り証拠金代用有価証券 | 74,110,284 | —    | —    | 74,110,284 |
| 負債計         | 74,110,284 | —    | —    | 74,110,284 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や上場投資信託、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に株式、地方債、社債、及び住宅ローン担保証券がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

| 区 分                    | 連 結 貸 借 対 照 表<br>計 上 額 | 取 得 原 価 | 差 額       |
|------------------------|------------------------|---------|-----------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                        |         |           |
| 株式                     | 1,885,517              | 569,787 | 1,315,730 |
| 小計                     | 1,885,517              | 569,787 | 1,315,730 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                        |         |           |
| 株式                     | 218,675                | 267,775 | △49,100   |
| 小計                     | 218,675                | 267,775 | △49,100   |
| 合計                     | 2,104,192              | 837,563 | 1,266,629 |

② 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 種 類 | 売 却 額   | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|---------|---------|---------|
| 株式  | 290,254 | 197,666 | —       |
| 合計  | 290,254 | 197,666 | —       |

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に商品取引、株式関連取引、及び通貨関連取引がこれに含まれます。

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項なし

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項なし

保管有価証券

保管有価証券については、商品デリバティブ取引において委託者の計算による取引に係る受入保証金等として、有価証券を㈱日本証券クリアリング機構へ差し入れたものであり、預り証拠金代用有価証券との対照勘定であります。連結貸借対照表価額は㈱日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価格で計上されております。当該有価証券については、すべて活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものでありレベル1の時価に分類しております。

預り証拠金代用有価証券

預り証拠金代用有価証券については、商品デリバティブ取引において委託者より取引に係る受入保証金等として受け入れた代用有価証券で㈱日本証券クリアリング機構へ預託するものであり、対照勘定である保管有価証券と同様に連結貸借対照表価額は㈱日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価格で計上されております。当該有価証券については、すべて活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものでありレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 営業収益計      |           |         | 合計         |
|---------------|------------|-----------|---------|------------|
|               | 商品デリバティブ取引 | 金融商品取引    | その他     |            |
| 現金先物取引        |            |           |         |            |
| 農産物市場         | 87         | —         | —       | 87         |
| 貴金属市場         | 10,782,812 | —         | —       | 10,782,812 |
| ゴム市場          | 3,503      | —         | —       | 3,503      |
| エネルギー市場       | —          | —         | —       | —          |
| 中京石油市場        | 240        | —         | —       | 240        |
| 現金決済先物取引      |            |           |         |            |
| 貴金属市場         | 24,184     | —         | —       | 24,184     |
| エネルギー市場       | 68,375     | —         | —       | 68,375     |
| 商品指数市場        | 8,843      | —         | —       | 8,843      |
| 国内市場          | 10,888,046 | —         | —       | 10,888,046 |
| 海外市場          | 41,493     | —         | —       | 41,493     |
| 商品デリバティブ取引計   | 10,929,540 | —         | —       | 10,929,540 |
| 取引所株価指数証拠金取引  | —          | 1,494,350 | —       | 1,494,350  |
| 取引所為替証拠金取引    | —          | 84,684    | —       | 84,684     |
| 株価指数先物等取引     | —          | 1,495     | —       | 1,495      |
| 証券媒介取引        | —          | 913       | —       | 913        |
| 国内市場計         | —          | 1,581,443 | —       | 1,581,443  |
| 海外市場計         | —          | —         | —       | —          |
| 金融商品取引計       | —          | 1,581,443 | —       | 1,581,443  |
| その他           | —          | —         | 11,026  | 11,026     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 10,929,540 | 1,581,443 | 11,026  | 12,522,009 |
| 金融収益          | —          | —         | 249,233 | 249,233    |
| その他の収益        | 222,171    | △25,386   | 23,554  | 220,340    |
| 外部顧客への売上高     | 11,151,712 | 1,556,057 | 283,813 | 12,991,583 |

(注) 1. 商品デリバティブ取引には、金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく取引を含めて記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益(その他)の内訳は主に貴金属等現物売買取引となっております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ⑤収益及び費用の計上基準と同一であります。
3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
 （1）顧客との契約から生じた債権の残高

（単位：千円）

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 190,557 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 314,773 |

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

（1株当たり情報に関する注記）

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 3,196円05銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 779円11銭   |

- （注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は363,300株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は359,836株であります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                    | 負 債 の 部         |                    |
|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| 科 目             | 金 額                | 科 目             | 金 額                |
| <b>流動資産</b>     | <b>279,875,424</b> | <b>流動負債</b>     | <b>266,679,633</b> |
| 現金及び預金          | 10,748,338         | 約定見返勘定          | 194                |
| 委託者未収金          | 33,308             | 短期借入金           | 700,000            |
| 有価証券            | 1,000,000          | リース債務           | 3,839              |
| トレーディング商品       | 731                | 未払法人税等          | 1,932,861          |
| 前払費用            | 39,625             | 未払消費税等          | 584,396            |
| 短期貸付金           | 200,855            | 賞与引当金           | 390,921            |
| 保管有価証券          | 52,241,106         | 役員賞与引当金         | 153,000            |
| 差入保証金           | 214,967,512        | 預り証             | 171,793,298        |
| その他             | 646,847            | 預り証勘代用有価証券      | 52,241,106         |
| 貸倒引当金           | △2,900             | 金融商品取引保証金       | 11,758,060         |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,507,755</b>   | 委託者先物取引差金       | 23,685,666         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,513,072</b>   | その他の            | 3,436,288          |
| 建物              | 498,431            | <b>固定負債</b>     | <b>1,718,486</b>   |
| 構築物             | 1,743              | リース債務           | 12,300             |
| 器具及び備品          | 101,550            | 繰延税金負債          | 218,590            |
| 土地              | 1,879,193          | 退職給付引当金         | 841,596            |
| リース資産           | 14,652             | 株式給付引当金         | 147,253            |
| 建設仮勘定           | 17,500             | 役員株式給付引当金       | 112,332            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>122,760</b>     | 役員退職慰労引当金       | 172,670            |
| ソフトウェア          | 122,760            | 訴訟損失引当金         | 129,651            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,871,922</b>   | 資産除去債務          | 31,462             |
| 投資有価証券          | 2,455,772          | その他             | 52,630             |
| 関係会社株式          | 136,011            | <b>特別法上の準備金</b> | <b>103,961</b>     |
| 長期差入保証金         | 491,428            | 商品取引責任準備金       | 40,273             |
| 長期貸付金           | 4,238              | (商品先物取引法第221条)  |                    |
| 長期委託者未収金        | 281,465            | 金融商品取引責任準備金     | 63,687             |
| 長期前払費用          | 4,772              | (金融商品取引法第46条の5) |                    |
| 保険積立金           | 677,258            | <b>負債合計</b>     | <b>268,502,081</b> |
| その他             | 109,726            | <b>純資産の部</b>    |                    |
| 貸倒引当金           | △288,752           | <b>株主資本</b>     | <b>17,013,711</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>286,383,180</b> | 資本金             | 1,722,000          |
|                 |                    | 資本剰余金           | 1,303,163          |
|                 |                    | 資本準備金           | 1,104,480          |
|                 |                    | その他資本剰余金        | 198,683            |
|                 |                    | <b>利益剰余金</b>    | <b>15,829,473</b>  |
|                 |                    | 利益準備金           | 430,500            |
|                 |                    | その他利益剰余金        | 15,398,973         |
|                 |                    | 別途積立金           | 5,700,000          |
|                 |                    | 繰越利益剰余金         | 9,698,973          |
|                 |                    | <b>自己株式</b>     | <b>△1,840,926</b>  |
|                 |                    | 評価・換算差額等        | 867,387            |
|                 |                    | その他有価証券評価差額金    | 867,387            |
|                 |                    | <b>純資産合計</b>    | <b>17,881,098</b>  |
|                 |                    | <b>負債純資産合計</b>  | <b>286,383,180</b> |

# 損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金          | 額                 |
|-----------------|------------|-------------------|
| 営業収益            |            |                   |
| 受入手数料           | 12,512,056 |                   |
| トレーディング損益       | 152,423    |                   |
| 金融収益            | 249,233    |                   |
| その他の営業収益        | 33,978     | 12,947,691        |
| 金融費用            |            | 22,220            |
| <b>純営業収益</b>    |            | <b>12,925,470</b> |
| 営業費用            |            |                   |
| 販売費及び一般管理費      | 6,687,805  | 6,687,805         |
| <b>営業利益</b>     |            | <b>6,237,665</b>  |
| 営業外収益           |            |                   |
| 受取利息            | 13,680     |                   |
| 受取配当金           | 64,212     |                   |
| 為替差益            | 11,938     |                   |
| 貸倒引当金戻入額        | 501        |                   |
| 出向者負担金受入額       | 7,115      |                   |
| その他の            | 17,329     | 114,778           |
| 営業外費用           |            |                   |
| 投資事業組合運用損却      | 12,384     |                   |
| 権利金償            | 321        |                   |
| その他             | 0          | 12,706            |
| <b>経常利益</b>     |            | <b>6,339,737</b>  |
| 特別利益            |            |                   |
| 固定資産受贈益         | 27,272     |                   |
| 投資有価証券売却益       | 197,666    |                   |
| 保険解約返戻金         | 4,275      | 229,214           |
| 特別損失            |            |                   |
| 固定資産除売却損        | 15,018     |                   |
| 訴訟損失引当金繰入額      | 19,143     |                   |
| 金融商品取引責任準備金繰入額  | 18,861     | 53,023            |
| <b>税引前当期純利益</b> |            | <b>6,515,928</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,187,497  |                   |
| 法人税等調整額         | △77,335    | 2,110,161         |
| <b>当期純利益</b>    |            | <b>4,405,766</b>  |

## 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 区 分                     | 株 主 資 本   |           |                 |           |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資 本       |                 | 余 金       |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 |           |
| 当 期 首 残 高               | 1,722,000 | 1,104,480 | 153,314         | 1,257,794 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                 |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |                 |           |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                 |           |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |           | 45,369          | 45,369    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |                 |           |
| 株式給付信託による自己株式の処分        |           |           |                 |           |
| 株式給付信託による自己株式の取得        |           |           |                 |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |                 |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -         | -         | 45,369          | 45,369    |
| 当 期 末 残 高               | 1,722,000 | 1,104,480 | 198,683         | 1,303,163 |

| 区 分                     | 株 主 資 本   |                 |           |             |
|-------------------------|-----------|-----------------|-----------|-------------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                 |           | 利 益 剰 余 金 計 |
|                         | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |             |
|                         |           | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 金 | 合           |
| 当 期 首 残 高               | 430,500   | 5,700,000       | 5,810,003 | 11,940,503  |
| 当 期 変 動 額               |           |                 |           |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |                 | △516,796  | △516,796    |
| 当 期 純 利 益               |           |                 | 4,405,766 | 4,405,766   |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |                 |           |             |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |                 |           |             |
| 株式給付信託による自己株式の処分        |           |                 |           |             |
| 株式給付信託による自己株式の取得        |           |                 |           |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |                 |           |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -         | -               | 3,888,970 | 3,888,970   |
| 当 期 末 残 高               | 430,500   | 5,700,000       | 9,698,973 | 15,829,473  |

(単位：千円)

| 区 分                     | 株 主 資 本    |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------|------------|------------------|----------------|------------|
|                         | 自 己 株 式    | 株主資本合計     | その他有価<br>証券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当 期 首 残 高               | △1,838,075 | 13,082,221 | 491,725          | 491,725        | 13,573,947 |
| 当 期 変 動 額               |            |            |                  |                |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |            | △516,796   |                  |                | △516,796   |
| 当 期 純 利 益               |            | 4,405,766  |                  |                | 4,405,766  |
| 自 己 株 式 の 処 分           | 23,398     | 68,768     |                  |                | 68,768     |
| 自 己 株 式 の 取 得           | -          | -          |                  |                | -          |
| 株式給付信託による自己株式の処分        | 42,518     | 42,518     |                  |                | 42,518     |
| 株式給付信託による自己株式の取得        | △68,768    | △68,768    |                  |                | △68,768    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |            |            | 375,662          | 375,662        | 375,662    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △2,850     | 3,931,489  | 375,662          | 375,662        | 4,307,151  |
| 当 期 末 残 高               | △1,840,926 | 17,013,711 | 867,387          | 867,387        | 17,881,098 |

## 個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付）に準拠して作成しております。また、商品デリバティブ取引業の固有事項については、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会令和2年5月28日改正）に準拠して作成しております。

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券
      - a. 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - b. 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
  - (2) 保管有価証券の評価基準及び評価方法  
（株）日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。
  - (3) デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法
  - (4) 商品の評価基準及び評価方法
    - ① 通常の販売目的で保有する商品  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - ② トレーディング目的で保有する商品  
時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物、構築物 | 5年～47年 |
| 器具及び備品 | 4年～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(8) 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。

(9) 商品取引責任準備金は、商品取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

(10) 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 商品デリバティブ取引

主に金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

##### (2) 金融商品取引

主に金融商品取引法に基づく取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

##### (3) 証券媒介取引

主に媒介先との金融商品取引に関する業務委託基本契約に基づく有価証券の売買の媒介業務を行っております。当該取引の媒介については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (2) 重要なヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

###### ③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

###### ④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

##### (3) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

1. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
2. 当事業年度に係る計算書類の1.の項目に計上した額  
繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)182,952千円  
訴訟損失引当金129,651千円
3. 2.のほか、1.に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については連結注記表の(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

#### (追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の(追加情報)に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 現金及び預金    | 50,000千円    |
| その他(流動資産) | 300,000千円   |
| 建物        | 376,761千円   |
| 土地        | 1,866,753千円 |
| 計         | 2,593,514千円 |

なお、このほかに商品デリバティブ取引証拠金の代用として(株)日本証券クリアリング機構等に保管有価証券52,241,106千円を預託しております。

担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 700,000千円 |
|-------|-----------|

なお、上記の担保に供している資産以外に、当事業年度は連結子会社1社から、担保提供を受け、担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 221,947千円 |
| 土地 | 219,185千円 |
| 計  | 441,132千円 |

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

600,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

1,000,000千円

金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平成26年2月26日内閣府令第11号)第2条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

500,000千円

#### 2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

1,733,321千円

#### 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権

199,909千円

関係会社に対する長期金銭債権

350,000千円

関係会社に対する短期金銭債務

193,282千円

関係会社に対する長期金銭債務

245千円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(収入分)

2,052千円

営業取引(支出分)

53,623千円

営業取引以外の取引(収入分)

18,695千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 3,207,821株
2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項  
連結注記表の(連結株主資本等変動計算書に関する注記)に記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 繰延税金資産          |             |
| 貸倒引当金           | 91,928千円    |
| 退職給付引当金         | 265,271千円   |
| 賞与引当金           | 141,331千円   |
| 役員退職慰労引当金       | 54,425千円    |
| 訴訟損失引当金         | 40,866千円    |
| 商品取引責任準備金       | 12,694千円    |
| 未払事業税等          | 102,374千円   |
| ゴルフ会員権評価損       | 9,657千円     |
| 減損損失            | 2,419千円     |
| 投資有価証券評価損       | 30,906千円    |
| 関係会社株式評価損       | 106,250千円   |
| その他             | 143,398千円   |
| 繰延税金資産小計        | 1,001,524千円 |
| 評価性引当額          | △818,571千円  |
| 繰延税金資産合計        | 182,952千円   |
| 繰延税金負債          |             |
| その他有価証券評価差額金    | △399,241千円  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2,301千円    |
| 繰延税金負債合計        | △401,542千円  |
| 繰延税金資産(負債)純額    | △218,590千円  |

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は個別注記表の(重要な会計方針に係る事項に関する注記)4.収益及び費用の計上基準と同一であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

・ 会社等

(単位：千円)

| 会社等の名称       | 議決権等の所有(被所有)割合  | 関連当事者との関係                | 取引の内容           | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|--------------|-----------------|--------------------------|-----------------|------|----|------|
| ユタカエステート株式会社 | 所有<br>直接 100.0% | 当社子会社<br>不動産管理業<br>役員の兼務 | 担保の受入<br>(注) 1. | —    | —  | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 当社の借入債務の担保に供するために受け入れており、その内容については個別注記表の(貸借対照表に関する注記)の1.担保に供している資産及び担保に係る債務に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,142円74銭  
1株当たり当期純利益 775円86銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は363,300株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は359,836株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、関連当事者との取引については、表示単位未満切り捨てにて表示し、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

豊トラスティ証券株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 猿渡裕子  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊トラスティ証券株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊トラスティ証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

豊トラスティ証券株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員

公認会計士 猿渡 裕子

業務執行社員

指定社員

公認会計士 大橋 睦

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊トラスティ証券株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

2026年5月18日

豊 ト ラ ス テ ィ 証 券 株 式 会 社  
代表取締役社長 安成 政文 殿

豊トラスティ証券株式会社 監査役会  
常勤監査役 齋 藤 正 和 ㊞  
社外監査役 北 川 慎 介 ㊞  
社外監査役 白 須 敏 朗 ㊞

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

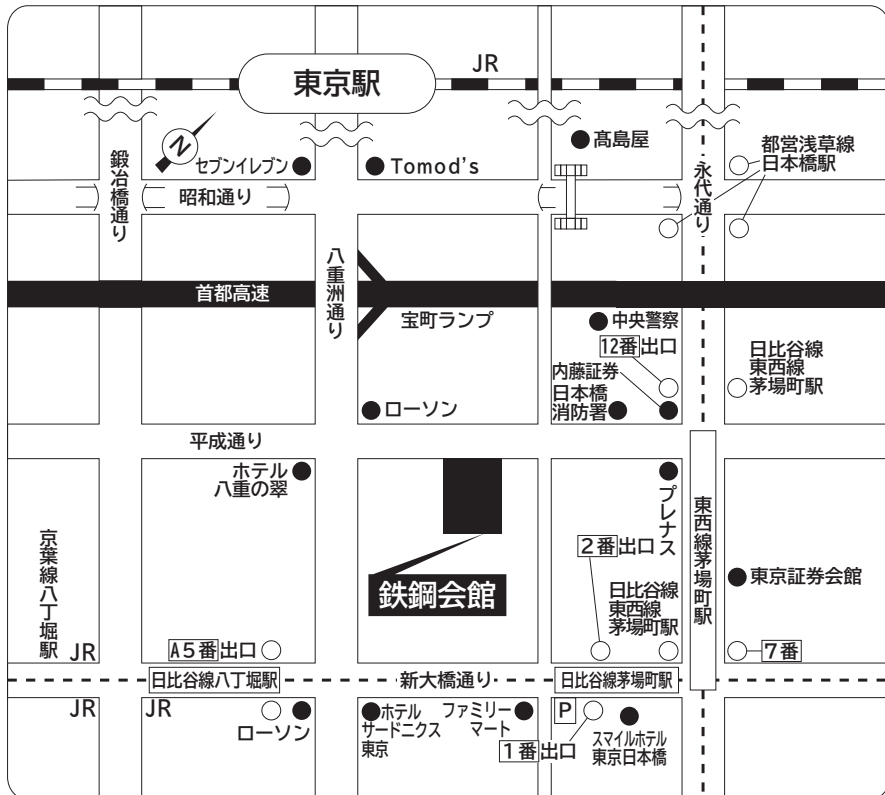
会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

# 第70回定時株主総会会場のご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館7階704号



## 最寄駅

|               |      |       |    |      |
|---------------|------|-------|----|------|
| ◎地下鉄／東京メトロ東西線 | 茅場町駅 | 12番出口 | 徒歩 | 約5分  |
| 東京メトロ日比谷線     | 茅場町駅 | 1番出口  | 徒歩 | 約5分  |
| 東京メトロ日比谷線     | 茅場町駅 | 2番出口  | 徒歩 | 約5分  |
| 東京メトロ日比谷線     | 八丁堀駅 | A5番出口 | 徒歩 | 約5分  |
| J R           | 東京駅  | 八重洲口  | 徒歩 | 約15分 |

(お知らせ) 誠に申し訳ございませんが、会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。